

山梨県公報

第五百五十七号

令和七年

四月二十四日

木曜日

目次

告示

○山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例に基づく区域等の指定の一部改正……………一九五

○道路の供用開始……………一九五

○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出……………一九六

公告

○随意契約の相手方の決定について……………一九六

○落札者の決定について……………一九六

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………一九六

○公募型プロポーザルについて……………一九七

教育委員会

○随意契約の相手方の決定について……………一九九

人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇〇

公安委員会

○一般競争入札について(三件)……………二〇一

○山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………二〇六

その他

○あっせん員候補者の告示……………二〇六

告示

山梨県告示第百二十六号

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例に基づく区域等の指定(令和六年山梨県告示第百三十二号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

二及び三を次のように改める。

二 富士山吉田口県有登下山道の利用日

富士山吉田口県有登下山道の利用日は、次のとおりとする。ただし、吉田口下山道については、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十六条の規定により県道富士上吉田線の富士山頂から泉ヶ滝までの全区間の通行が禁止されている日を除くものとする。

施設の種類	利用日
吉田口五合目泉ヶ滝登山道	毎年五月一日から十月三十一日まで
吉田口下山道	毎年七月一日から九月十日まで

三 富士山吉田口県有登下山道の利用を制限する日

条例第十一一条第一項の知事が指定する日は、毎年七月一日から九月十日までの毎日とする。

五を次のように改める。

五 富士山吉田口県有登下山道の利用の許可を要しない日

条例附則第六項の知事が指定する日は、毎年五月一日から六月三十日まで及び九月十一日から十月三十一日までの毎日とする。

山梨県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和七年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和字神明一二四番一地先から 笛吹市石和町小石和字神明一二	一一四・七	令和七年四月二十四日